

判例第67/2023/AL号¹

共有財産を分割する場合の現物受領者について

2023年8月18日に最高人民裁判所裁判官評議会によって可決され、2023年10月01日付最高人民裁判所長官決定第364/QĐ-CA号に従い公表された。

判例の源

原告のグエン・ティ・Đと被告のファム・ゴック・Hとの間の「共有財産分割の紛争」に関する民事事件についての在ハノイ市高級人民裁判所の2021年6月23日付監督審決定第40/2018/DS-GĐT号。関連する権利義務のある者は6人いる。

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第2、第3及び第5段落

判例の内容の概要

-判例の事実

共有財産である住宅所有権及び土地所有権の分割に関する事件において、原告は当該土地を造成し、長期安定的に管理・利用しており、当該住宅・土地の受領を希望するため、被告の共有財産の価値分を精算したい高齢者である。住宅・土地は分割されない現物である。

-法的解決策

この場合、裁判所は高齢者に当該住宅・土地を引渡すよう決定しなければならない。一方、高齢者は、当該住宅・土地に対する共同所有権を有する者に共有財産の価値分を精算しなければならない。

判例に関連する法令の規定

2015年民法第209条及び第219条。

判例のキーワード

「高齢者」、「共有財産の分割」、「価値分の精算」

事件の内容

2020年01月12日付け訴状及び事件解決の過程で、原告グエン・ティ・Đ（委任代理人ファム・ティ・ハイ）は、以下の通り述べた。

ファム・ゴック・T（2014年に死亡）とグエン・ティ・Đの夫婦は、ファム・ティ・ラン・A、ファム・ティ・ハイ・Y、ファム・ティ・T1、ファム・ティ・T2、ファム・ゴック・T3（2005年に死亡）という5人の子供を出産した。T3は、息子ファム・ゴック・Hがいる。

ĐとTは、地図第34号の土地第57-2号を造成した。当該土地の面積は、個人用62.68㎡及び共用21.3㎡を含む。住所は、ハノイ市X県V町B村1である。当該土地は、2005年にファム・ゴック・T及びグエン・ティ・Đの名前が名付けられた土地使用権証明書が付与され、その上に2階建ての家がある。

2012年3月12日、M公証役場において、TとĐは、甥のファム・ゴック・H（ファム・ゴック・T3の息子）がTとĐの財産である当該土地・家に対して、使用権、譲渡する権利を有するという内容の共同遺言書を作成した。

Tが死亡した後、2019年10月26日、Q公証役場において、ĐとHは、遺産の分割について書面

¹ この判例は、最高人民裁判所法務科学管理局によって提案された。

で合意した。HはTが残した相続される遺産の全部を享受し、DとHが当該土地・家に対し、共同所有権を有するという合意である。その後、2019年11月14日、DとHは、ハノイ市天然資源環境局から次の土地に対する土地使用权、住宅及び他の土地付着財産の所有権に関するDとHの名前を名付けられた証明書を付与された。面積84㎡（個人用62.7㎡と共用路地21.3㎡を含む）地図第33号土地第57-2号である。

Dは、裁判所に訴え、DとHの共有財産を分割するよう請求し、当該土地・住宅を使用し、Hの共有財産の価値分を1,400,000,000VNDを精算するよう提議した。Hが同意しない場合、評価評議会が決定した1㎡あたり40,000,000VNDの価格で解決するよう裁判所に提議した。

被告のファム・ゴック・Hは、次の通り述べた。D及びHの家族は、一緒に当該土地・住宅に住んでいる。土地が分割できない現物であると判断し、当該土地・住宅の受領を希望しており、Dに1,500,000,000VNDを支払いたいと考えている。Dが当該土地・住宅を受領したい場合、Hに1㎡あたり75,000,000VNDに相当する2,325,000,000VNDを支払わなければならない。

関連する権利義務のある者のファム・ティ・ラン・A、ファム・ティ・ハイ・Y、ファム・ティ・T1、ファム・ティ・T2は、次の内容を提示することに同意した。彼らは、紛争中の財産とは如何なる関係もなく、Dが住む場所とTを供養する場所を確保できるよう、裁判所に法令の規定に従って解決するように求めた。

ハノイ市タイン・チー県人民裁判所は、2020年7月22日付け第一審判決第24/2020/DS-ST号で、次のように決定した。

1. グエン・ティ・Dのファム・ゴック・Hに対する提訴要請を受け入れる。
2. グエン・ティ・Dとファム・ゴック・Hの共有財産は、ハノイ市X県V町村1にある地図第33号土地第57-2号、価値総額 2,780,396,830VNDの土地に対する土地使用权及び土地付着財産の所有権である。DとHは、それぞれ1,390,198,415VND相当の共有財産の2分の1の所有権があると判断する。
3. DとHの共有財産は、次のように分割される。Dに、ハノイ市X県V町村1組にある地図第33号土地第57-2号の土地・住宅（判決に土地・住宅状況図を添付）の全部に対する所有権、使用权を与える。Dは、1,390,198,415VND相当の共有財産の2分の1をHに精算する義務がある。

それ以外、第一審は、訴訟費用及び控訴権に関しても宣言した。

第一審の公判後、ファム・ゴック・Hは、第一審判決全体につき控訴した。

控訴審においても、Hは、土地・住宅の受領を要請し、Dが亡くなるまでHの家族と一緒に住みたいと希望していた。

ハノイ市人民裁判所は、2020年11月24日付民事控訴審判決第438/2020/DS-PT号で、次のように決定した。

ファム・ゴック・Hの控訴の要請を受け入れる。

タイン・チー県人民裁判所の2020年7月22日付民事第一審判決第24/2020/DS-ST号を修正する。具体的に以下の通りである。

1. ファム・ゴック・Hに対するグエン・ティ・Dの提訴要請を受け入れた。
2. グエン・ティ・Dとファム・ゴック・Hの共有財産は次のような土地に対する使用权及び土地付着財産の所有権である。住所がハノイ市X県V町村1であり、地図第33号土地第57-2号にある土地である。また、その土地の面積は84㎡である。その内、個人用が

62.7㎡であり、共用路地が21.3㎡である。その総額は2,780,396,830VNDである。DとHは、それぞれ1,390,198,415VND相当の共有財産の2分の1を所有し、使用する権利を有する。

3. 次のように、グエン・ティ・Dとファミ・ゴック・Hの共有財産を分割した。

ファミ・ゴック・Hは、ハノイ市X県V町村1組の地図第33号土地第57-2号にある全部土地・住宅（ハノイ市天然資源環境局から土地使用権、住宅及び他の土地付着財産の所有権に関するDとHの名前を名付けられた2019年11月14日付け証明書第CS 939809号に基づく）を使用・所有する権利を有する。

ファミ・ゴック・Hは、グエン・ティ・Dに共有財産の2分の1（相当1,390,198,415VND）を精算する義務を負う。

ファミ・ゴック・Hは、上記のように分割された財産に対し、法令の規定に基づき、土地使用権、住宅及び他の土地付着財産の所有権の証明書を修正（又は変更、付与）するために、管轄権のある国家機関に連絡する権利義務を有する。

グエン・ティ・Dに亡くなるまで当該住宅を使用し続けさせるというファミ・ゴック・Hとグエン・ティ・タイン・T4の意思を認めた。

それ以外、控訴審は、訴訟費用及び判決執行の遅延による責任に関しても宣言した。

ハノイ市高級人民検察院長官は、2021年2月1日付け監督審異議申立決定第10/QĐKNGĐT-VKS-DS号で、ハノイ市人民裁判所の2020年11月24日付け民事控訴審判決第438/2020/DS-PT号に異議申立てをし、ハノイ高級人民裁判所裁判官委員会に対し、上記の控訴審民事判決を棄却し、ハノイ市タイン・チー県人民裁判所の2020年7月22日付け民事第一審判決を維持するという方向で、監督審を審理するよう提案した。

監督審の公判において、ハノイ市高級人民検察院の代表者は、ハノイ市高級人民裁判所裁判官委員会に対し、ハノイ市高級人民検察院長官の異議申立てを受け入れるよう提案した。

裁判所の認定

[1] ハノイ市X県V町B村1組における地図第33号土地第57-2の土地・住宅の由来は、ファミ・ゴック・Tとグエン・ティ・Dの夫婦の財産であり、2005年にタイン・チー県人民委員会によって土地使用権証明書を付与され、個人用62.68㎡と共用21.3㎡が含まれ、TとDの名前を名付けられた。

[2] 2012年3月12日、M公証役場において、TとDは、甥のファミ・ゴック・H（ファミ・ゴック・T3の息子）がTとDの財産である当該土地・家に対して、使用権、譲渡する権利を有するという内容の共同遺言書を作成した。Tが死亡した後、2019年10月26日、Q公証役場において、DとHは、遺産の分割について書面で合意した。Tが残した相続される遺産の全部をHが享受し、DとHが当該土地・家に対し、共同所有権を有するという合意である。DとHは、ハノイ市天然資源環境局から次の土地に対する土地使用権、住宅及び他の土地付着財産の所有権に関するDとHの名前を名付けられた証明書を付与された。面積84㎡（個人用62.7㎡（実際は66.6㎡）と共用路地21.3㎡（実際は22.2㎡）を含む）地図第33号土地第57-2号の土地である。

[3] 2020年5月14日付け現場調査鑑定調書に基づき、土地第57-2号は、共用路地に隣接する側の幅員が3.56mとなっており、後ろ側の幅員は3.56mとなっている。当該土地には、2.5階建ての家とレベル4の家がある。2020年6月03日付け文書第1101/UBND-TTPTQĐ号に基づき、タイン・チー県人民委員会は、土地第57-2号が11.2㎡を回収されたため、残る面積が55㎡だと

確認した。

[4] 事件解決の過程で、DとHは、双方とも土地を受領し、お互いに価値分を精算することを希望した。しかし、元々の土地は、DとTの夫婦が造成したもので、1980から現在までこの土地に住んでいる。Tが亡くなった後も、Dは、依然としてこの土地を管理・利用し、Tを崇拝している。2016年にHは、Dと同居するようになり、土地に財産を作ることができなかった。Dは、現実的にHと同じ家に住み続けることはできず、住宅を受領し、Hにお金を精算したいと主張した。DとTの子供たちのファミ・ティ・ラン・A、ファミ・ティ・ハイ・Y、ファミ・ティ・T1、ファミ・ティ・T2は、Dが住む場所及びTを崇拝する場所が必要となるため、Dが亡くなるまで、Dに当該土地・住宅を引渡すよう提案した。

Dが高齢者であり、健康が弱く、住宅の変更や造成に困難があると考慮し、第一審判決と同じように、当該土地・住宅をDに引渡して所有・使用させ、Dは、Hに1.390.198.415VNĐを精算すると決定するのは、共有財産の起源と形成過程と適当である。ファミ・ゴック・Hは、上記の共有財産の2分の1の価値分を精算される権利がある。その価値分は、Hが新しい住居を建てるのに十分である。

[5] このように、ハノイ市人民裁判所の2020年11月24日付民事控訴審判決第438/2020/DS-PT号を修正する方向で、異議申し立ての一部に受け入れる根拠がある。

上述を踏まえて、

決定

民事訴訟法第337条1項a号、第342条、第343条5項に基づき、

ハノイ市高級人民検察院長官の異議申し立ての一部を受け入れる。原告のグエン・ティ・Dと被告のファミ・ゴック・Hの間の「共有財産分割の紛争」に関するハノイ市人民裁判所の2020年11月24日付けの民事控訴審判決第438/2020/DS-PT号の全部を修正する。具体的には以下の通りである。

1. グエン・ティ・Dのファミ・ゴック・Hに対する提訴要請を受け入れる。
2. グエン・ティ・Dとファミ・ゴック・Hの共有財産は、ハノイ市X県V町村1にある地図第33号土地第57-2号、総額 2,780,396,830VNĐの土地に対する土地使用権及び土地付着財産の所有権である。DとHは、それぞれ1,390,198,415VNĐ相当の共有財産の2分1の所有権を有すると判断する。
3. DとHの共有財産は、次のように分割される。

Dに、ハノイ市X県V町村1にある地図第33号土地第57-2号の土地・住宅（ハノイ市天然資源環境局から土地使用権、住宅及び他の土地付着財産の所有権に関するDとHの名前を名付けられた2019年11月14日付け証明書第CS 939809号に基づく）の全部に対する所有権、使用権を与える。

グエン・ティ・Dは、ファミ・ゴック・Hに、390,198,415VNĐ相当の共有財産の2分の1をHに精算する義務がある。

グエン・ティ・Hは、上記のように分割された財産に対し、法令の規定に基づき、土地使用権、住宅及び他の土地付着財産の所有権の証明書を修正（又は変更、付与）するために、管轄権のある国家機関に連絡する権利義務を有する。

債権者の判決執行の申立てがある日から、全額が精算されるまで、毎月債務者は、未払

いの金額に対する利息を、2015年民法第357条に定められた利率で支払わなければならない。

4. 訴訟費用：グエン・ティ・Dは、第一審の民事訴訟費用が免除されており、控訴審の民事訴訟費用も負担する義務がない。ファム・ゴック・Hは、53,700,000VNDの第一審民事訴訟費用を支払わなければならない。タイン・チー県民事判決執行支局の2020年8月05日付け受領書第06808号に基づく支払った訴訟費用の前払い金300,000VNDを差し引いたら、Hは、残る53,400,000VNDを支払わなければならない。

監督審決定は、監督審評議会が決定を下した日から法的効力を発生するものとする。

判例の内容

[2] 2012年3月12日、M公証役場において、TとDは、甥のファム・ゴック・H（ファム・ゴック・T3の息子）がTとDの財産である当該土地・家に対して、使用権、譲渡する権利を有するという内容の共同遺言書を作成した。Tが死亡した後、2019年10月26日、Q公証役場において、DとHは、遺産の分割について書面で合意した。Tが残した相続される遺産の全部をHが享受し、DとHが当該土地・家に対し、共同所有権を有するという合意である。DとHは、ハノイ市天然資源環境局から次の土地に対する土地所有権、住宅及び他の土地付着財産の所有権に関するDとHの名前を名付けられた証明書が付与された。面積84㎡（個人用62.7㎡（実際は66.6㎡）と共用路地21.3㎡（実際は22.2㎡）を含む）地図第33号土地第57-2号の土地である。

[3] 2020年5月14日付け現場調査鑑定調書に基づき、土地第57-2号は、共用路地に隣接する側の幅員が3.56mとなっており、後ろ側の幅員は3.56mとなっている。当該土地には、2.5階建ての家とレベル4の家がある。2020年6月03日付け文書第1101/UBND-TTPTQD号に基づき、タイン・チー県人民委員会は、土地第57-2号が11.2㎡を回収されたため、残る面積が55㎡だと確認した。

[4] 事件解決の過程で、DとHは、双方とも土地を受領し、お互いに価値分を精算することを希望した。しかし、元々の土地は、DとTの夫婦が造成したもので、1980年から現在までこの土地に住んでいる。Tが亡くなった後も、Dは、依然としてこの土地を管理・利用し、Tを崇拝している。2016年にHは、Dと同居するようになり、土地に財産を作ることができなかった。Dは、現実的にHと同じ家に住み続けることはできず、住宅を受領し、Hにお金を精算したいと主張した。DとTの子供たちのファム・ティ・ラン・A、ファム・ティ・ハイ・Y、ファム・ティ・T1、ファム・ティ・T2は、Dが住む場所及びTを崇拝する場所が必要となるため、Dが亡くなるまで、Dに当該土地・住宅を引渡すよう提案した。

Dが高齢者であり、健康が弱く、住宅の変更や造成に困難があると考慮し、第一審判決と同じように、当該土地・住宅をDに引渡して所有・使用させ、Dは、Hに1.390.198.415VNDを精算すると決定するのは、共有財産の起源と形成過程と適当である。ファム・ゴック・Hは、上記の共有財産の2分の1の価値分を精算される権利がある。その価値分は、Hが新しい住居を建てるのに十分である。」。